発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

① 開催日 令和１年１０月３１日

② 集会名、開催場所 令和１年 通信システム学会 全国大会

東京国際展示場 （東京都○○区・・・）

③ 公開者 特許太郎、特許一郎

④ 公開された発明の内容 特許太郎及び特許一郎が、令和１年通信システム学会全国大会にて、特許太郎が発明した高効率低圧電流直流電源の開発について公開した。

２．特許を受ける権利の承継等の事実

① 公開された発明の発明者

特許 太郎 （神奈川県○○市・・・）

② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

国立大学法人 特許大学 （神奈川県○○市・・・）

③ 特許出願人（願書に記載された者）

特許電気産業株式会社 （千葉県○○市・・・）

④ 公開者

特許 太郎

特許 一郎 （東京都○○区・・・）

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許太郎によって発明されたものであり、国立大学法人特許大学との間にかわした予約承継の契約に基づいて、発明の直後（令和１年１０月３日）にその発明の特許を受ける権利が国立大学法人特許大学に譲渡された。  
　令和１年１１月１３日にその発明に係る特許を受ける権利は、国立大学法人特許大学から特許電気産業株式会社に譲渡され、その後、令和２年４月５日に特許電気産業株式会社が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について  
（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

国立大学法人特許大学は、令和１年１０月７日に特許太郎及び特許一郎に対し、令和１年１０月３１日の通信システム学会全国大会にて発明を公開するよう依頼し、その依頼に基づいて、特許太郎及び特許一郎が、高効率低圧電流直流電源の開発について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。  
　なお、⑤に記載したように、特許太郎及び特許一郎に対して発明の公開を依頼した令和１年１０月７日時点（発明の公開の原因となる行為時）において、国立大学法人特許大学は、特許を受ける権利を有していた。

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

令和２年４月２５日

特許電気産業株式会社　㊞